

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品表示基準(平成27年4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 食品表示法が施行されたことにより、「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」及び「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令」が廃止されたので、本条例の当該部分を削除する。</p> <p>2 「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」で規定されていた「特定原材料」については、「食品表示基準」別表第14で規定されることとなったので、関係箇所を訂正する。</p> <p>3 食品表示については、食品表示基準に基づき規定されることとなったため、本条例から削除する。</p> <p>【改正箇所】</p> <p>○第1条について、廃止された内閣府令を削除</p> <p>○別表第1の6について全文削除</p> <p>○別表第2の1の(6)のシの(ウ)について、特定原材料を規定する内閣府令を食品表示基準に訂正</p> <p>○別表第2の6について全文削除</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○食品表示基準 (http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」等の廃止(「食品表示基準」の附則第2条参照) ・特定原材料(「食品表示基準」の別表第14参照) <p>○食品表示法 (http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130628_houritsu.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品衛生法」に基づく表示基準(「食品衛生法」第19条)の改正(「食品表示法」の附則第2条参照) 	